

## 三重県地域医療構想調整会議運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、医療法第30条の14の規定に基づき、地域医療構想の策定・推進に向け、県内の関係団体等から幅広く意見を聴取し、協議するため、三重県地域医療構想調整会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### (会議の名称、対象地域)

第2条 会議は、医療法第30条の4第2項第7号に基づく構想区域（以下「区域」という。）ごとに設置、開催することとし、その名称、対象地域は別表1のとおりとする。

### (協議事項)

第3条 会議において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 区域の医療提供体制の構築に関する事項
- (2) 区域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (3) 医療介護総合確保法に基づく県計画（地域医療介護総合確保基金の事業計画）に盛り込む事業に関する事項
- (4) その他、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項

### (組織及び運営)

第4条 会議は、区域ごとに、知事が任命する委員原則20人以内で構成する。

2 会議委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 県医師会が指名する者
- (2) 病院の代表
- (3) 県歯科医師会が指名する者
- (4) 県薬剤師会が指名する者
- (5) 県看護協会が指名する者
- (6) 保険者の代表
- (7) 医療を受ける立場の代表
- (8) 地域包括ケアシステムの関係者の代表
- (9) 市町

3 議長は、委員の互選により定める。ただし、議事について、議長が特別な利害関係を有する場合は、他の委員が議長を代理する。

4 議長は、会議を総理する。

5 会議の招集は、必要に応じ県が行う。

6 会議は、専門的事項を調査・検討するため、議長の指名する者から意見等を聞くことができる。

7 会議は、病床機能等に関する個別具体的な協議を行う場合など、議事に応じて、参加者を選定して開催することができる。

8 会議は、特定の議事に関する協議を継続的に実施するための部会を設置することができる。

9 会議は、広域的に協議する議事がある場合は、複数の会議により合同で開催（隣接府県による合同開催を含む）することができるほか、必要に応じて他の区域の関係者（隣接府県の関係者を含む）を参加させることができる。

（任期）

第5条 会議委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の会議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会議委員は、再任することができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、三重県健康福祉部医療対策局地域医療推進課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるものの他、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

この要綱は、平成28年5月11日から施行する。

(別表1)

名 称	対 象 地 域
桑員地域医療構想調整会議	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
三泗地域医療構想調整会議	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴亀地域医療構想調整会議	鈴鹿市、亀山市
津地域医療構想調整会議	津市
伊賀地域医療構想調整会議	名張市、伊賀市
松阪地域医療構想調整会議	松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町
伊勢志摩地域医療構想調整会議	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町
東紀州地域医療構想調整会議	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町